

都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 「緑」を活かしたまちを育みます
- 2 「花」を活かしたまちを育みます
- 3 「水」を活かしたまちを育みます
- 4 「まち」の魅力向上のための環境整備をめざします

1 「緑」を活かしたまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・ 中原区のまちは、等々力緑地などの大規模な公園緑地を始め、井田山周辺の緑地群などまとまった緑がある一方で、これらと社寺林や街路樹等の街なかの緑が有効にネットワークしていくことが課題です。
- ・ 川崎市の緑の軸となっている多摩丘陵の一部を構成する井田山周辺の斜面緑地や、下小田中周辺に点在する生産緑地を守り、活かしながら、公園緑地や街路樹等の緑により、緑のネットワークを形成するため、今ある緑を「守る」「活かす」、さらに新たな緑を「つくる」ことを目標とし、まち全体に、緑豊かな潤いを感じられるまちづくりを進めることが必要です。
- ・ 等々力緑地と多摩川緑地の大規模な緑地が整備されていますが、この2つの緑地は、交通量の多い多摩沿線道路により分断されており、気軽に往き来することが困難になっているため、アクセスの改善が課題となっています。
- ・ 井田山周辺は、中原区唯一の丘陵地であり、緑豊かな斜面緑地が残っていますが、近年、斜面地にマンションが建設されるなど貴重な緑が減少しつつあります。また、土地利用転換や営農環境の悪化に伴い、農地の減少傾向がみられます。
- ・ 市街地に残された農地は、新鮮な農産物の生産の場であると同時に、市民農園など都市住民が自然にふれあう場やレクリエーション活動の場としての活用が求められています。

(1) 計画的な公園・緑地の配置と方針

- ・ 緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・ 緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・ 都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

(2) 豊かな緑をつなぐ緑のネットワークの形成

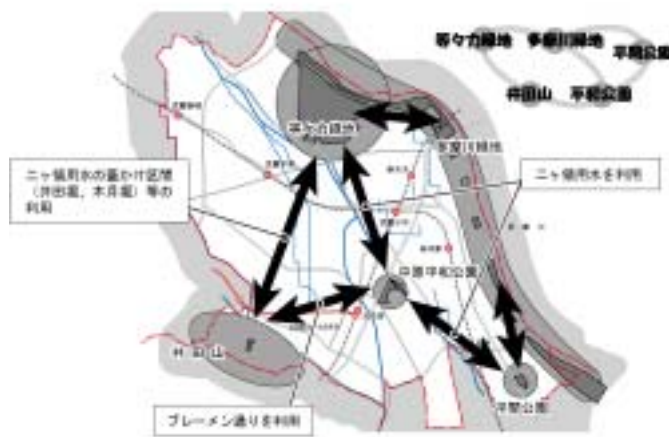
等々力緑地と多摩川緑地のネットワークの改善

- ・等々力緑地と多摩川緑地との相互のアクセスの改善や、市街地から多摩川への市民のアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した公園緑地の整備や市街地整備にあわせた歩行者空間の整備、国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープ整備等）にあわせた歩行者空間の改善を検討します。

公園・緑道・街路樹等のネットワーク

- ・中原区の環境資源である等々力緑地・多摩川緑地や井田山周辺の「特別緑地保全地区」、中原平和公園、平間公園や緑道等の緑の拠点をつなぐネットワークを形成するために、住宅地における民有地緑化の活動や散策路のネットワークづくりの活動を支援します。
- ・街路樹の整備により、潤いのある道路空間の創出に努め、また、河川沿いのまちづくりと連携した景観づくりを市民と協働して取り組みます。

公園・緑・街路樹等のネットワークイメージ図



里山の緑の保全と創出

- ・井田山の周辺に残されている斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・井田山の「市民健康の森」については、動植物が生育・生息できるような里山づくりを進める市民の活動を支援します。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

屋敷林等を活かした緑のネットワークづくり

- ・区内に点在する屋敷林や社寺林、井田山周辺の斜面緑地等を緑のネットワーク《緑の回廊》を構成する大切な環境資源として、「保存樹木・保存樹林・保存生垣」の指定や民有地緑化を促進し、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、街なかの緑のネットワークづくりをめざします。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。

(3) 区民に身近で憩いの場となる利用しやすい公園・緑地づくり

にぎわいのある等々力緑地と多摩川緑地づくり

- ・中原区の顔ともいえるべき等々力緑地は、スポーツやレクリエーションの場として利用され、また、市民ミュージアムを中心とした文化と教養の空間として利用されていることから、多くの市民が集うことができ、静けさとにぎわいのある公園として、引き続き整備に努めます。
- ・多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。

特色のある街区公園づくり

- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

(4) 優良な農地の保全と住宅地との調和

農地の保全

- ・小田中地区を中心に点在する農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。

市民のレクリエーションとして「農」に親しみ、体験できる場づくり

- ・「農」を知る機会や「農」を体験する場として、体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。

宅地化する農地の計画的な土地利用

- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や、地権者による土地区画整理事業等を支援します。

2 「花」を活かしたまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・中原区では、「パンジー」が区の花に制定されていることからわかるように、小田中地区における花き栽培が盛んであり、品質面等の評価が高いことから「かながわブランド」、「かわさき農産物ブランド」にも認定されています。
- ・二ヶ領用水や渋川沿いには桜並木があり、花の季節には市民の目を和ませてくれています。最近では、市民と行政の連携により、多摩川の土手に桜並木をつくる動きも進みつつあります。
- ・中原区では、昔、果樹栽培が盛んに行われており、多摩川桃が有名でした。現在も、二ヶ領用水の上小田中地区と宮内地区間においては、桃並木があり、昔ながらの風情ある水辺空間が形成されており、市民による維持管理活動が展開されています。
- ・このように、中原区は花の資源が豊富であり、中原区らしさを創出するためにも、区の花に制定されている「パンジー」や多摩川の等々力地区の桜並木や二ヶ領用水、渋川沿いの桜並木・桃並木を有効に活用し、潤いのある景観づくりを進めることが、中原のまちづくりに求められています。
- ・緑豊かなまちの景観をつくっていくためには、公共空間の緑化を進めるだけでなく、民有地においても、所有者自らが積極的に緑化運動を推進していくことが必要です。

(1) 中原区らしさを活かした花の景観づくり

パンジー等の花を活かした街なみ景観づくり

- ・駅前空間や商店街における花の植栽や花を活用したガーデニングなど、住民の主体的な民有地緑化の活動を支援し、中原区らしい花を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・花き栽培を中心とした優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

桜並木を活かした緑のネットワークの形成（多摩川～二ヶ領用水～渋川、江川）

- ・二ヶ領用水や渋川、多摩川の堤防沿いには桜並木が植栽され、住民の手による維持管理活動が行われていることから、桜並木を活かした緑のネットワークの形成をめざして、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。

桃並木を活かした緑のネットワークの形成（二ヶ領用水）

- ・二ヶ領用水沿いにある桃並木は、住民の手による維持管理活動が行われていることから、桃並木を活かした緑のネットワークの形成をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(2) 緑化運動の推進

住まいに緑を

- ・街なかの小さな緑を創出し、潤いのある市街地を形成するために、「緑地協定」の締結や「地域緑化推進地区」の認定等、市民や事業者との協働により、生垣緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化など、民有地の緑化の推進に努めるとともに、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化に努めます。

- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。

公共空間に緑を

- ・多くの人が集まる公共空間を緑化することは、まちの緑を増やし、人が憩うための安らぎの空間を生み出すなど、大きな効果が期待できます。そのため、市街地における緑の拠点として、多くの市民が利用する公共施設等の緑化を進めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

3 「水」を活かしたまちを育みます

<現状・課題>

- ・二ヶ領用水は、古くは、江戸時代に農業用水として開削された用水路で、縦横に張りめぐらされていましたが、市街地の水路網は、暗きょ化が進んでいます。
- ・街なかを水が流れていた中原の昔の姿を再生するために、多摩川や市街地を流れる二ヶ領用水、渋川、矢上川の河川資源を活かして、水辺に親しむことのできる河川づくりが求められています。さらに、豪雨等による水害が発生しない、河川の治水安全度の向上も課題となっています。

(1) 多摩川の河川環境の保全と活用

- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。

(2) 親しみやすい河川環境づくり

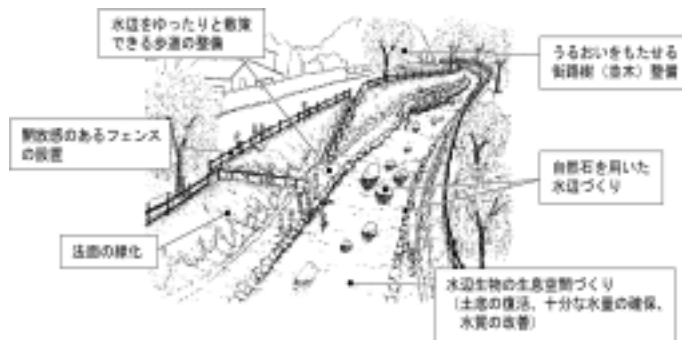
緑のネットワークと水のネットワークの融合化

- ・中原区に流れる二ヶ領用水、渋川、矢上川、江川沿いの道路を活かした散策路の設定や、緑道等を活用した、多摩川と市内河川との散策路のネットワークづくり等、誰もが安心して水と親しみながら歩くことができるよう、歩行者空間の改善に努めるとともに、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

水に親しめる河川環境づくり

- ・鶴見川水系の矢上川では、流域の健全な水循環の回復をテーマとした、「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・渋川の一部では、水辺に降りられるように親水空間が整備されていますが、河川整備にあたっては、子どもたちが水辺と親しめる河川環境の整備に努めます。
- ・市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、二ヶ領用水や水路網の再生をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域の実情に応じた水辺空間の整備に努めます。

河川の親水化イメージ



街なみと一体となった河川づくり

- ・河川や水路沿いの水辺空間を活かした街なみ景観の形成をめざして、住民の発意による主体的な景観のルールづくりの活動を支援します。

地下水の保全

- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。

(3) 都市の安全、快適な環境づくりをめざした下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水酸化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。汚水整備については、市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨5年確率(時間雨量52mm)を10年確率(時間雨量58mm)に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備や、等々力水処理センターやポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。
- ・河川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、等々力水処理センターにおける高度処理施設の導入を進めます。

4 「まち」の魅力向上のための環境整備をめざします

<現状・課題>

- ・中原区の中心に位置する小杉駅周辺では、大規模工場等の跡地の再開発が進められ、市の「広域拠点」としての活気とにぎわいのあるまちづくりが進みつつあります。
- ・このような中原区の新しい顔づくりともいえる大規模開発を契機として、環境に配慮したまちづくりを区全体に広げていくことが期待されます。
- ・また、区内に点在する歴史的資源を守り、それらを有効に活用した景観づくりを進め、中原の歴史を後世に伝えていくことも必要です。
- ・すべての人がまちで快適に暮らすためには、高齢者等に優しいユニバーサル・デザインのまち、施設整備や適切なサイン計画による歩行者等の誘導のための環境整備が必要です。
- ・個性を持った中原区としてのまちづくりを進めるには、小杉駅を中心とした「広域拠点」の都市景観の形成や良好な住宅地の街なみ形成、緑・花・水・人・歴史といった中原区の持っている資源を活かした街なみ形成など、中原区らしさをアピールできる街なみづくりが必要です。
- ・近年は地球温暖化やヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、地球規模での環境問題が社会的課題になってきています。今後のまちづくりにおいては、環境問題に対する諸施策と連携した持続可能なまちづくりが求められています。

(1) 都市的資源と歴史的資源を活かした中原区らしい街なみづくり

小杉駅周辺地区の都市景観づくり

- ・ 中原区の顔となる小杉駅周辺地区では、市街地再開発事業や地区計画を活用した民間再開発が進められ、土地利用転換が進むことから、「景観形成地区」として、ランドマークによる拠点景観や駅を中心とするにぎわい景観、快適で一体感のある公共的空間をめざす沿道景観、まちの回遊性を高める水と緑の景観づくりなど、風格と快適さを感じることができる街なみ景観の形成をめざし「広域拠点」にふさわしい都市景観づくりを促進します。
- ・ 小杉駅周辺地区は「緑化推進重点地区」として、中原街道や二ヶ領用水、社寺等の歴史的文化的資源を活かしながら、駅前の交通広場の緑化や公園の再整備、街路緑化等の公共空間の緑化を進めるとともに、民有地における緑化の取組を支援します。

楽しく、憩い、集う街なみづくり

- ・ 人が心地よく過ごせる街なみをつくるためには、楽しみがあり、憩い、集える場所があることが必要なことから、鉄道駅の周辺地区においては、商店街振興施策と連携して、住民や商店街組織の発意による、地域の個性を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動を支援します。

わかりやすいまちづくり

- ・ まちの資源を活かし、回遊性が高く、誰もが快適に移動できるまちをめざして、市民と協働して作成したガイドラインに基づいて、公共サイン（案内標識）の設置や維持管理に努めます。

住宅地における良好な街なみ景観づくり

- ・ 住宅地においては、外壁の位置や形態、色彩の調和を図り、生垣緑化等を促進するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

歴史的資源を保存・活用した街なみづくり

- ・ 二ヶ領用水や中原街道、川崎七福神等の歴史的資源が多く存在することから、これらの歴史的資源を大切に保存しながら、有効に活用したまちづくりを進めるため、住民の発意による、歴史的資源を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動を支援します。

(2) 自動車公害対策の推進

- ・ 自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

(3) 市民の快適な生活環境の創造

- ・ 産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・ 都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・ 工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・ 一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の

公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。

- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。